

書 評

渋谷謙次郎＋小嶋勇編著 (2007)
『言語権の理論と実際』三元社、215頁

樋 口 陽 一

I まず、本書の編成が重要である。第1部「言語権の理論的諸問題」(渋谷謙次郎)は、「言語権はいかなる財か」「言語権」「言語権と集団的権利論」「まとめにかえて」という四つの章からなる。第2部「日本における言語権の実践」は三人の執筆者によって分担され、「1章・言語に関する権利と法制」「2章・言語権に関する国際法」「3章・刑事裁判実務と言語権の実践」「6章・日本手話と言語権の実践」「7章・将来の展望―まとめに代えて」(以上、小嶋勇)、「4章・民事裁判実務と言語権の実践」(宇都宮英人)、「5章・移住者と言語権の実践」(古石篤子)が、それぞれの主題について、筆者それぞれの実践をふまえた考察を加えている。

これだけ多くの広がりを持つ本書であるから、それぞれの章について紹介をした上で、評者の意見を述べることは困難であり、それでもあえて限られたスペースでそれをするとしたら、かえって執筆者の仕事に対して失礼であろう。とりわけ第2部の各章では、実践の場でのさまざまな障害に挑みながら、移住者の言語権のように理論的にも整理のむずかしい(と私には思われる)領域にふみこむ考察が示されているだけに、一層のことそうである。それゆえここでは、勝手ながら、全体を通しての読後感をするすというやり方をとることとする。

II さて、第1部の「理論的諸問題」のゆきとどいた論点開示の中からとりわけ浮び上がってくるのは、言語使用者の集合と個人とのかかわり、という問題設定である。他方で第2部がとりあげる実践の場で試されるのは、何よりも先に、それぞれの局面に置かれた一人ひとりの要求にほかならない。刑事民事の裁判の場、子どもにとっての学校現場、手話を不可欠とする人にとっての対話の接点、というふうに。その上でしかし、これら一人ひとりにとっての自己の主張が、例えば法廷での当事者としての声を越え、立法によって公共社会を動かそうとすると、第1部で提起された問題の広がりにもまで

立ち戻ってくる。

そういう循環をたどる中で本書の内容から教示を受けながら、言語をめぐる個人と集合（ここで私が「集団」という言葉を避けるのは、他のマイノリティ以上に、言語のそれは周辺が流動的だということだけからでも了解してもらえらるだろう）という問題を考えてみたい。

言語が他の文化一般の中でとりわけ際立って違うのは、それが（手話という媒介方法を含めて）個人の自己表現、そしてその前提としての思考自体にとって、代替物のない必須の手段だ、ということである（ある個人にとって、宗教は、それがなくても自分を表現できる場面がありうる）。ということは、現に存在している諸言語、すなわち現にそれを使っている人びとが存在している言語は、そのことだけで既に、維持されなければならないはずである。「自由財」「公共財」「コモンズ」（15頁以下）というよいさまざまな「文化」の中で、言語は別格である。

報道によれば、2009年2月ユネスコに提出された「危機に瀕する諸言語アトラス」が、Christopher Moseley 主宰下の25人の研究者たちの見方として、2511の諸言語が多かれ少なかれ存続を危ぶまれているとしている（Le Monde 2009年2月19日）。ことは言語の定義にかかわるであろうし、門外漢としてこの数字の持つ重みを判断することはできない。だがそれにしても、「文化」の中での言語の別格さを考えれば、消滅言語の問題は〈個人の尊重〉と〈文化の多元性の維持〉という二つの価値の対立を超えた問題というべきでなかろうか。

Ⅲ 文化一般の中での言語の特性として、つぎに挙げなければならないのは、公共社会の運用にとって言語が持つ不可欠性である。デモクラシーを単なる多数決でなく、言語を手段とする討論にこそその本質があると考えれば、ここでは、特定の言語を使いたいという個人の要求と、公共社会にとっての必要が緊張関係に立つ場合が出てくることは排除できない。とりわけ憲法論の観点からすると、それは難題中の難題である。

文化の中で宗教をとってみよう。政治と宗教集団との間に多かれ少なかれ距離を設ける（政教分離が一番わかりやすい例である）ことによって、宗教を私事の域にとどめるという知恵が、デモクラシーの要素となってきた。それとは対照的に、言語を登場させないで公共社会を運用することは不可能なのである。

公共社会をというべきもののうちで今のところ最も大きな比重を持ちつづけている国家というものに即していえば、憲法や法律で複数の言語を公用語とし、あるいはそれ

に準ずる扱いを認める例は、本書で随所に挙げられているように、数多い。そこまでは、憲法制定者にせよ立法者にせよ、決断すればよいことであり、問題はそこから始まる。第1部第3章は、その考察に充てられる。

著者（渋谷）は、言語にかかわる主張が権利として主張されときの「集団の権利」アプローチと個人の権利（マイノリティ言語を主張する場合も、マイノリティ単位に「属する個人」の権利として主張する）アプローチについて、それぞれの論理をつきつめたときの対極性を読者に示して見せる。その上で著者は、「そうした論争の途上で、〈集団的権利〉と〈個人の権利〉という図式が、集団主義や個人主義というイメージを伴って、過度に対立させられている面もあった」（傍点渋谷）とし、実際の解決は「二者択一やゼロサムの問題ではな（い）」と述べる。そのような著者の論述のはこびは読者を納得させるものであり、第2部の「言語権の実際」とつながってゆく。

IV ひとつの公共社会（原型としては国家）の運用の場面で複数言語の使用をみとめるとき、二つの仕方がある。ひとつは「領土的な自治」（82頁以下）、すなわち、言語使用単位を地域で分ける場合であり、法的にであれ（例えば連邦制下の州単位）、事実上であれ、支配的に通用している言語と違う言語の使用がみとめられる（場合によっては排他的にさえ）。もうひとつは「文化自治」（84頁以下）であり、地域とは違う次元で、言語使用の自治単位を法的にみとめる（憲法論で「人的連邦制 *fédéralisme personnel*」という呼び方をする場合がある）。そのような組織化を伴わないが複数の言語の公用語化をみとめる場合も、広い意味でここに含めておこう。

どちらにしてもこれらの場合、異言語使用者相互間による公共社会の運用（連邦単位であれ、州単位であれ、また単一国家という単位であれ）の際の意思の交流について、生ずる問題がある。同一の人間が複数の言語を使用できるという条件は、一部のエリート層にしか期待できない、ということから来る問題である。

ひとつの公共社会の運用を、意識的に、複数単位それぞれのエリート相互間による単位間協調を通しておこなう、というやり方がある（consociational democracy）。なるほど、そのようなデモクラシー像は、英語圏で言われる deliberative democracy、フランス語圏で「*débat* の徳」と言われることのある事柄、ドイツ語圏で「討議の Öffentlichkeit」と呼ばれる理念にとっては、むしろ好都合かもしれない。但し、それが、ひとつの言語を通してしか「公共」なるものに関与できない大多数の社会構成員の被疎外感を醸成しない限度において。

現に、エリート統治への反撥とポピュリズムの昂揚をもたらす傾向が、これまで、

多元主義的傾向の成功例と目されてきたヨーロッパ諸国（ベルギー、オランダ、スイス）を含めて、危機状況をもたらしている。

本書ですぐれた実績を示された執筆者たちが、この難問についても、なお深められた実態分析と、加えて実践のための見通しを得るための理論的考察を示してくれることを願うのは、望蜀の期待ではないであろう。

V 評者は、かつて偶々の機縁で、「言語政策国際アカデミー」(Académie Internationale de Droit Linguistique)の第8回大会に列席したことがある。2002年5月、開催地(ルーマニアのIasi)の大学の知友に誘われたからだけであり、そのような国際学会があること自体初めて知ったほどの門外漢の討論参加体験だったが、旧知の法学者(フランスのMme Constance GreweやポーランドのAdam Lopatka)も参加していた。「法と言語—世界における言語政策の理論と実際」という総合主題の下で、多岐にわたるテーマについての報告討論が三日間にわたって行なわれた。

上記の主題のもとで、言語の法・法政策に加えて、比較法学における言語という問題に関する報告があったことが、言語論そのものには無知な比較法研究者にとしての私にとっては、討論可能なほとんど唯一の機会であった。同じ学会にあらためて参加の機会を得たら、今度はもっと積極的かつ実質的に討論に加わり、その果実を自分のものとするができるだろう。そのことを含めて、本稿執筆のお誘いを頂いたことに感謝してペンを置く。

(憲法研究者)